



## 朝日税理士法人

<http://www.asahitax.or.jp>

社長より一言

**大亀 修さま**

(おおき おさむ)

常にその時代的话题をキャッチし、事業展開を心がけているわが社では、ご紹介いただいたまんが喫茶をはじめ、からだの中からキレイにする「腸内洗浄cafe COLON」、そして手作業により製造された自動車LEDランプの通信販売なども手がけております。

詳しくは是非ホームページにアクセスしてみてください。

URL: <http://www.cafe-colon.jp/>

URL: <http://www.light-bro.com/>

お客さま紹介

**有限会社TWENTYFOUR** (URL: <http://www.twenty-four.jp/>)

◎会社概要

設立は平成10年4月。自動車洗車業から始まり、通信販売業務へと展開、平成17年2月、名古屋最大級の規模を誇るアミューズメントまんが喫茶「ROYAL COMICS LOUNGE24」をOPEN。社名も新たに現在に至る。

朝日担当  
代表社員  
亀山浩三



◎得意分野(商品紹介等)

あなたの“ここちいい”がここにある 時間消費型リラクゼーションビジネス  
まんが喫茶に出掛けた事はあるでしょうか？ (有)TWENTYFOUR様が経営展開してらっしゃる「ROYAL COMICS LOUNGE 24」の魅力は、豊富でおいしいフードメニューと一日中いても飽きない充実した設備が満載。まさに24時間、年中無休で楽しめてしまいます。席数は名古屋最大級の178席、オープンブースからマッサージブースと用途に合わせてお使いいただけます。ただ楽しいだけでなく、ストレスを抱えた現代人にやさしいマッサージベッドやゲルマニウムシャワーなどもご用意。そしてまんが喫茶の常識をくつがえすほどの本格グルメ！ボリュームたっぷりの定番メニューの他、シェフが考えたオリジナルメニューも人気。『目玉カレー』『トンカツ茶漬け』などご来店の際は是非お試しあれ。

【ROYAL COMICS LOUNGE24】

名古屋市緑区浦里3丁目21番地

TEL 052-899-1524 緑区イトーヨーカドー北500m



話題の言葉

**エディネット【EDINET: Electronic Disclosure for Investors' NETwork】**とは、「証券取引法に基づく有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム」の愛称です。

従来、企業は開示書類を印刷物で財務局に提出していましたが、エディネットを利用することで書類提出のために財務局へ出向く必要がなくなり、また印刷費用が削減されるなど事務負担が軽減されました。また、一般の人がインターネット経由で提出された有価証券報告書を閲覧でき、これにより企業情報へのアクセスの迅速化と公平化が図られました。(磯村)

**情報会員募集中** 会員申し込みをして頂ければ、毎月、「朝日だより」・最新セミナーの案内をお送りします。お申し込み方法は下記までお問合せ下さい。

※お問合せ先: 朝日税理士法人 名古屋本部 052-571-5480 info@asahitax.or.jp 土井まで

## Question (永年勤続者の表彰記念品等の取扱い)

当社は毎年、勤続20年以上の者に対して2泊3日の旅行(100,000円程度)に招待しています。税務上の取扱いはどうなりますか？

## Answer

ご質問の事例のような永年勤続者に対する記念品贈呈や旅行招待などの表彰は、社会通念上相当と認められると考えられるため、現物給与ではなく福利厚生費として処理できます。

## 解説



使用者が永年勤続した役員又は使用人の表彰に当たり、その記念として旅行、観劇等に招待し、又は記念品(現物に代えて支給する金銭は含まない。)を支給することにより当該役員又は使用人が受ける利益で、次に掲げる要件のいずれにも該当するものについては、課税しなくても差し支えないとされています。

(1)当該利益の額が、当該役員又は使用人の勤続期間等に照らし、社会通念上相当(世間一般で行われている金額以内)と認められること。

(2)当該表彰が、おおむね10年以上の勤続年数の者を対象としていること。

(3)2回以上表彰を受ける者については、おおむね5年以上の間隔をおいて行われるものであること。

なお、金銭で支給する永年勤続者の表彰金については、すべて給与所得として課税する必要があります。商品券や表彰対象者に自由に品物を選択させ、それを会社が購入して記念品とするような場合についても金銭の支給と同じ扱いになります。

旅行クーポン券については金券ショップで換金できることから、その実質においては金銭支給とほとんど変わりがなく問題が生じますので、旅行クーポン券を支給した場合には、旅行クーポン券を使って実際に旅行が行われたかどうか分かるようにしておく必要があります。

## 根拠条文等

所得税基本通達36-21(課税しない経済的利益・・・永年勤続者の記念品等)